

京都府ドッジボール協会規約

(名称)

第1条 本会は、京都府ドッジボール協会と称し、略称J・D・B・A・京都とする。

(所在地)

第2条 本会の事務所は、事務局長宅におく。

(目的)

第3条 本会は、ドッジボール競技の普及・振興を図り、あわせて府民の健康の増進、相互のコミュニケーションの発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ドッジボール競技大会の開催
- (2) ドッジボールの普及および指導
- (3) 指導員の育成および審判員資格の認定・登録
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項

(組織)

第5条 本会の目的に賛同する個人並びに団体をもって組織する。

(会員)

第6条 本会の会員は次による。

- (1) 個人並びに団体会員は所定の入会手続きにより会員登録を行う。
- (2) 審判員は公認審判員登録をもって会員とする。
- (3) 指導員は公認指導員登録をもって会員とする。

(支部協会)

第7条 ドッジボールの普及と府内の活動充実のために支部協会を置くことができる。

(役員)

第8条 本協会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 会計 1名
- (7) 理事 若干名

2 本協会に会計監査をおく。

- (1) 会計監査 2名

(役員の選任)

第9条 本会の役員は次により会員の中から選出する。

- (1) 会長及び副会長は、理事会において推挙し、総会の承認を得る。
- (2) 理事長、副理事長、事務局長、会計、理事、会計監査は総会で選任する。

(役員の任務)

第10条 役員の任務は次による。

- (1) 会長は本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は、会務を統括する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
- (5) 事務局長は実務全般を執行する。
- (6) 会計は本会の事業等に伴う収支を担当する。
- (7) 理事は会務の執行を分担する。
- (8) 会計監査は財務を監査する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 後任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第12条 本会に顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(事務局)

第13条 本会に事務局を置くことが出来る。

(専門部および委員会)

第14条 本会に専門部及び委員会事務局を設けることができる。

(総会)

第15条 総会は、年1回会長が招集する。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算の決定
- (2) 事業報告および予算の承認
- (3) 規約の改正
- (4) 役員の改選
- (5) その他

3 総会は会員の過半数（委任者を含む）の出席をもって成立する

4 総会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(理事会)

第16条 理事会は必要に応じて隨時、理事長が召集し、会務を審議・決定し、執行する。

(四役会)

第17条 四役会は必要に応じて理事長が召集し、本会の運営全般に関する方針を協議する。

2 四役会は、理事長、副理事長、事務局長、会計で構成する。

(会計)

第18条 本会の会計は、加盟団体登録金、審判登録料、指導員登録料、補助金、寄付金、その他の収入をもって充当する。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年の3月31日に終わる。

(その他)

この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成11年10月3日から施行する。

平成19年 4月22日に一部改正。 (第13条の一部修正)

平成20年 4月27日に一部改正。 (第8~10条一部修正、第17条新設)

平成26年 4月 5日に一部改正。 (第8~10条、13条一部修正)

令和 4年 4月 7日に一部改正。 (第6条第3項新設、第18条一部修正)